

平成二十六年四月十七日（木曜日）  
午前十一時四十四分開会

委員の異動

四月九日

辞任

三宅 伸吾君  
榛葉 賀津也君

補欠選任

堀井 巖君  
徳永 エリ君

四月十四日

辞任

古賀 友一郎君  
馬場 成志君  
舞立 昇治君

補欠選任

脇 雅史君  
島尻 安伊子君  
尾辻 秀久君

四月十五日

辞任

尾辻 秀久君  
中泉 松司君  
堀井 巖君

補欠選任

舞立 昇治君  
古賀 友一郎君  
馬場 成志君

四月十六日

辞任

島尻 安伊子君  
脇 雅史君  
羽田 雄一郎君

補欠選任

堀井 巖君  
中泉 松司君  
榛葉 賀津也君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

野村 哲郎君  
猪口 邦子君  
山田 俊男君  
小川 勝也君  
紙 智子君

委員

金子 二郎君  
古賀 友一郎君  
中泉 松司君  
馬場 成志君  
堀井 巖君  
舞立 昇治君  
山田 修路君  
郡司 彰君  
榛葉 賀津也君  
徳永 エリ君  
柳田 稔君  
平木 大作君  
横山 信一君  
山田 太郎君  
儀間 光男君

国务大臣

農林水産大臣

林 芳正君

副大臣

農林水産副大臣

吉川 貴盛君

事務局側

常任委員会専門員

稲熊 利和君

本日の会議に付した案件

- 農林水産に関する調査  
(調査捕鯨継続実施等に関する決議の件)

- 委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
去る九日、榛葉賀津也君及び三宅伸吾君が委員を辞任され、その補欠として徳永エリ君及び堀井巖君が選任されました。  
また、昨日、羽田雄一郎君が委員を辞任され、その補欠として榛葉賀津也君が選任されました。

- 委員長(野村哲郎君) 農林水産に関する調査を議題といたします。  
山田俊男君から発言を求められておりますので、これを許します。山田俊男君。

- 山田俊男君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党及び日本維新の会の各派共同提案による調査捕鯨継続実施等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

調査捕鯨継続実施等に関する決議(案)

本年三月三十一日、国際司法裁判所が、「南極における捕鯨」訴訟の判決において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業を鯨類捕獲調査の根拠である国際捕鯨取締条約(以下、「条約」という。)第八条一の範囲に収まらず、許可証を取り消し今後の発給を差し控えるよう命じたことは、誠に遺憾である。一方で、本判決は、右事業を科学的調査と認めた上で、科学的調査における致死的手法の使用自体は禁じておらず、我が国固有の伝統と文化である捕鯨が否定されたわけではない。

本判決の内容は、我が国の捕鯨政策はもとより、鯨類調査研究、鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである。また、シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による、極めて危険な海賊行為が、あたかも正当化されるかのような印象を全世界に与えかねず、こうした判決に至ったことについて政府の責任は極めて重い。

よって政府は、引き続き、世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、世界で唯一、その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすため、今後とも継続実施すること。

二 政府は、本判決に至った原因について真摯に反省するとともに、今後、調査捕鯨に関し新たな国際裁判を提訴されることのないよう、外交手段を駆使すること。

三 第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け、万全の準備態勢を整えること。

四 本判決で判示された基準を踏まえ、来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達成する上で合理的であると認められるものとするため、非致死性調査の利用可能性に関する分析、目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について、必要な予算を確保し、早急に対応すること。また、その成果を元に調査計画を変更した上で、調査を継続実施すること。

五 調査捕鯨の副産物である鯨肉については、条約の趣旨に従い、従来通り適切に流通させること。また、学校給食を始めとする鯨肉販売の公益性については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期すること。

六 シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は、昨年二月に米国高裁が認定したとおり、国際法の禁じる「海賊行為」であり、我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない。政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが、計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり、ひいては本判決において目標サンプル数と捕獲頭数との乖離を指摘され、目的達成上の合理性を欠くことの論拠となっている。政府は、そのことを十分に自覚した上で、調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと。

七 副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることか

download

ら、国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと。  
八 捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み、今後における我が国捕鯨政策については、条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し、強  
力に推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（野村哲郎君） ただいまの山田俊男君提出の決議案の採決を行います。  
本決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長（野村哲郎君） 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本  
委員会の決議とすることに決定いたしました。  
ただいまの決議に対し、林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、  
これを許します。林農林水産大臣。

○国务大臣（林芳正君） ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重し、関係府  
省とも連携を図りつつ、最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。

○委員長（野村哲郎君） 本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十分散会